

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 16 日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 松沼 颯太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 5 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 甲府地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 甲府地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 20 日 午前 9 時 30 分から 令和 7 年 6 月 24 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7,250,000 5,800,000	一括	1,450,000	58,788	11,214
1	2,320,000				
2	4,930,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原 |
| | 地 番 | 1054番12 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 364.06平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原 1054番地12 |
| | 家屋 番号 | 1054番12 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 107.03平方メートル
2階 67.28平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 2 月 21 日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 山 本 成 貴

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

公道へ出るための通路として、売却対象外の土地（地番 1054 番 1 及び 1054 番 4）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原 |
| | 地 番 | 1054番12 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 364.06平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原 1054番地12 |
| | 家屋 番号 | 1054番12 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 107.03平方メートル
2階 67.28平方メートル |



令和6年(ケ)第119号

令和 6年11月25日受理

令和 7年 1月27日提出

現況調査報告書

甲府地方裁判所

執行官 長谷川 毅 印

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

総 丁 数
3 / 枚

物 件 目 録

- 1 所 在 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原
地 番 1054 番 12
地 目 宅地
地 積 364.06 平方メートル
- 2 所 在 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原 1054 番地 12
家屋 番号 1054 番 12
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 107.03 平方メートル
2 階 67.28 平方メートル



(土地・建物用)

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1054番地12	
土地		物件 1	
現況地目	■宅地（物件 1） □公衆用道路（物件 ） □雑種地（物件 ）		
形状	□建物図面（各階平面図）のとおり ■（概ね）土地建物位置概略図のとおり		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が物件1の土地に、主に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載と概ね同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物 □附属建物） □種類： □構造： □床面積：		
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	■建物所有者（●A●●） □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として管理し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	平成12年 3月建築（登記記録上）		
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■（概ね）土地建物位置概略図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 接道関係は、写真11、12のとおり。なお、本件土地は、進入路部分を除き、フェンスや土留めなどで区画されている。その他、本件土地の東側に側溝が整備されている。
- 2 本件土地（高）と東側隣地（地番1054番1）（低）に若干の高低差が認められる。なお、当該高低差は、南側（進入路）付近で解消される。（写真11、12参照）。
- 3 本件土地と北側隣地（地番1054番8）との境界付近にフェンスが設置されている。両土地は、概ね等高である（写真13、14参照）。
- 4 本件土地（高）と西側隣地（地番1046番2）（低）に若干の高低差が認められる。両土地の境界付近にフェンスが設置されている（以上、写真15、16参照）。
- 5 本件土地と南側隣地（地番1054番11）との境界付近に、フェンス及び境界標（1基）が設置されている。両土地は、概ね等高である（以上、写真17、18参照）。
- 6 本件土地上に電柱が存在する（写真13参照）。
- 7 本件土地に、関係人の陳述によると、本件所有者が設置した物置（2基。いずれも定着性なし）が存在する（写真8、9参照）。
- 8 本件土地に近接して、本件所有者が共有持分権を有する下記隣地（登記記録上の記載は下記のとおり）が存在する。当該隣地は、周辺地居住者が利用するほか、本件土地から公道へ出るための通路として利用されている。

地番	地目	地積	所有者
1054番1	公衆用道路	357㎡	●A●● 外
1054番4	公衆用道路	3.60㎡	●A●● 外

- 9 本件建物に、ヒートポンプ給湯設備（写真7参照）が設置されている。なお、現地の状況及び関係人の陳述のとおり、ソーラーパネルは設置されていない。
- 10 現認することはなかったが、本件建物につき、経年劣化により、何らかの不具合箇所の存在する可能性はある。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
●A●●● (所有者)	1 私は、本件土地建物所有者です。 2 平成11年12月21日に本件土地を購入し、平成12年3月18日に本件建物を建てました。なお、本件土地を購入する際、本物件の通路として利用している(近)隣地(地番1054番1, 同番4)の共有持分権も併せて購入しました。 3 本件建物に、現在、私と子1人の2人で暮らしています。世帯主は私です。 4 本件建物の北側と南側に物置があります。これらは、本件建物築造後、5年くらい経過した平成17年頃、私が、設置したものです。これらの物置は、固定されておらず、いずれも容易に移動できます。 5 本件土地上に、電柱が設置されています。以前、今よりも大きい電柱が設置されていました。その頃、電力会社から電柱設置料をもらっていましたが、現在の電柱になってからは、電柱設置料をもらっていません。 6 本件建物に、ヒートポンプ給湯設備が備え付けられています。なお、ガスコンロといったガス機器(プロパンガス)もあります。 7 本件建物の屋根に、ソーラーパネルは設置されていません。 8 本物件敷地内に、3台の自動車が駐まっています。うち2台は、いずれも車検切れのため、現在使用していません。車検切れの自動車のうち1台は、私が代表を務める有限会社身延化学名義で、残りの1台は私名義の自動車です。 9 時期は未定ですが、車検切れの上記自動車(2台)は、いずれも処分する予定です。 10 本件建物内で、以前、猫を飼っていました。しかし、令和2年頃、飼猫が死んでから、ペットは飼っていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月29日(金)	当庁執行官室	甲府地方法務局鯉沢支局宛て 登記事項証明書交付請求(郵送)
6年12月13日(金) 10:20-11:30	物件所在地 (1回目)	現況調査(全戸不在), 外観写真撮影
6年12月17日(火) 13:10-13:15	甲府地方法務局 鯉沢支局	登記事項証明書交付請求(窓口)
6年12月27日(金)	当庁執行官室	所有者宛て事務連絡送付(郵送)
7年 1月22日(水) 9:30-11:30	物件所在地 (2回目)	現況調査, 写真撮影 所有者と面談 <評価人同行>
7年 1月22日(水) 11:45-11:50	甲府地方法務局 鯉沢支局	登記事項証明書(会社)交付請求(窓口)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は全戸不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は全戸不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

天神中
最勝寺
地番区域見出

請求部	所在	南巨摩郡富士川町最勝寺字北原				地番	1054番12			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月18日
甲府地方方法務局鯉沢支局
登記官

請求番号: 6-1
(1/1)

(6 枚目)

(1) 平成22年6月2日
家屋番号1054-1.2については南巨摩郡増穂
町が南巨摩郡富士川町に変更となった。

A4判に縮小

登記年月日：平成12年3月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月18日 甲府地方裁判所 裁判官 佐藤 浩一

登記官

(8 枚目)

請求番号：6-2

(1/2)

各階平面図

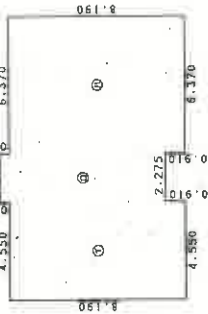
家屋番号 1054番12

建物の所在 南巨摩郡増穂町最勝寺字北原1054番地12

富士川町

平成12年3月27日登記

1 階

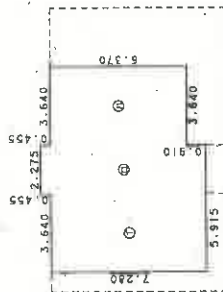


求積表

- ① 8.190 × 4.550 = 37.264500
- ② 7.735 × 2.275 = 17.597125
- ③ 8.190 × 6.370 = 52.170300

合計 107.031925
床面積 107.03 ㎡

2 階



求積表

- ① 7.260 × 3.640 = 26.499200
- ② 7.735 × 2.275 = 17.597125
- ③ 6.370 × 3.640 = 23.186800

合計 67.283125
床面積 67.28 ㎡

単位はメートル

(日調連12)

(長瀬納)

作製者 土 倉

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(山梨県土地家屋調査士会統一用紙)

土地建物位置概略図



写真撮影
位置・方向



-  物置(定着性なし)
-  物置(定着性なし)
-  ヒートポンプ給湯設備
-  電柱
-  境界標



【 申立外の近隣地（7筆）を表示 】

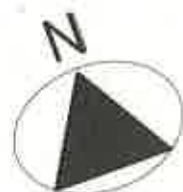
土地建物位置概略図

写真撮影
位置・方向



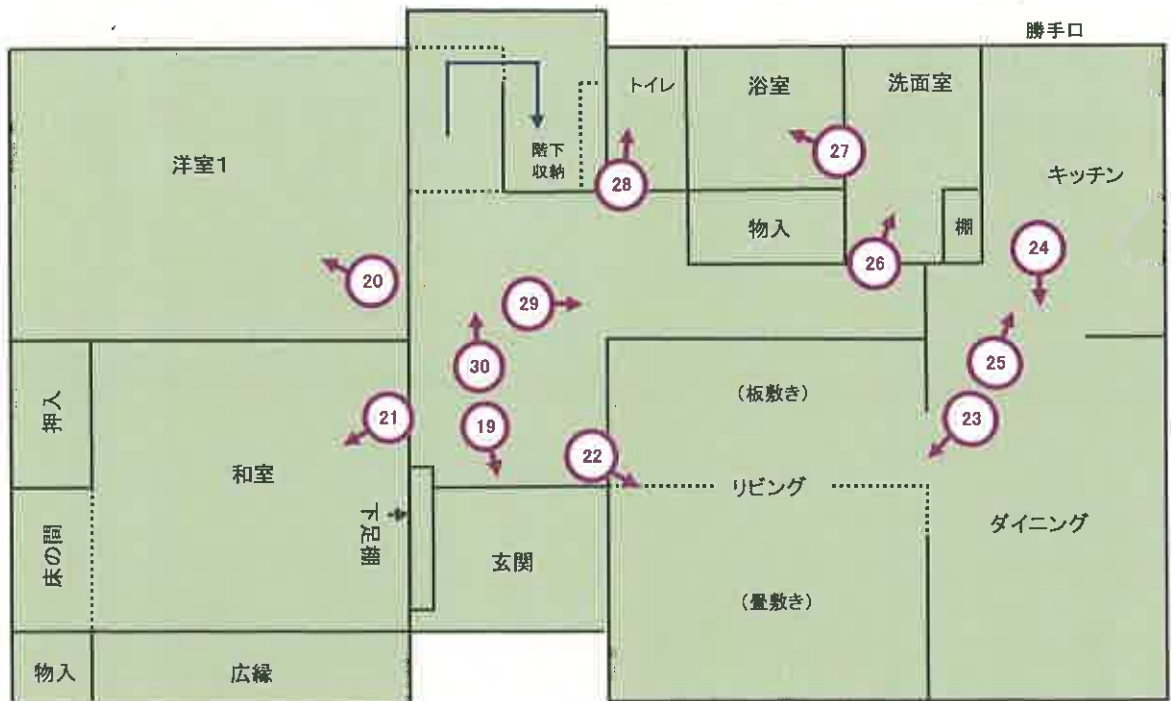
- 物置(定着性なし)
- 物置(定着性なし)
- ヒートポンプ給湯設備
- 電柱
- 境界標

【 申立外の近隣地（7筆）を表示 】

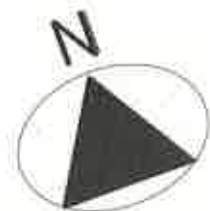


間取図（物件2）

写真撮影
位置・方向



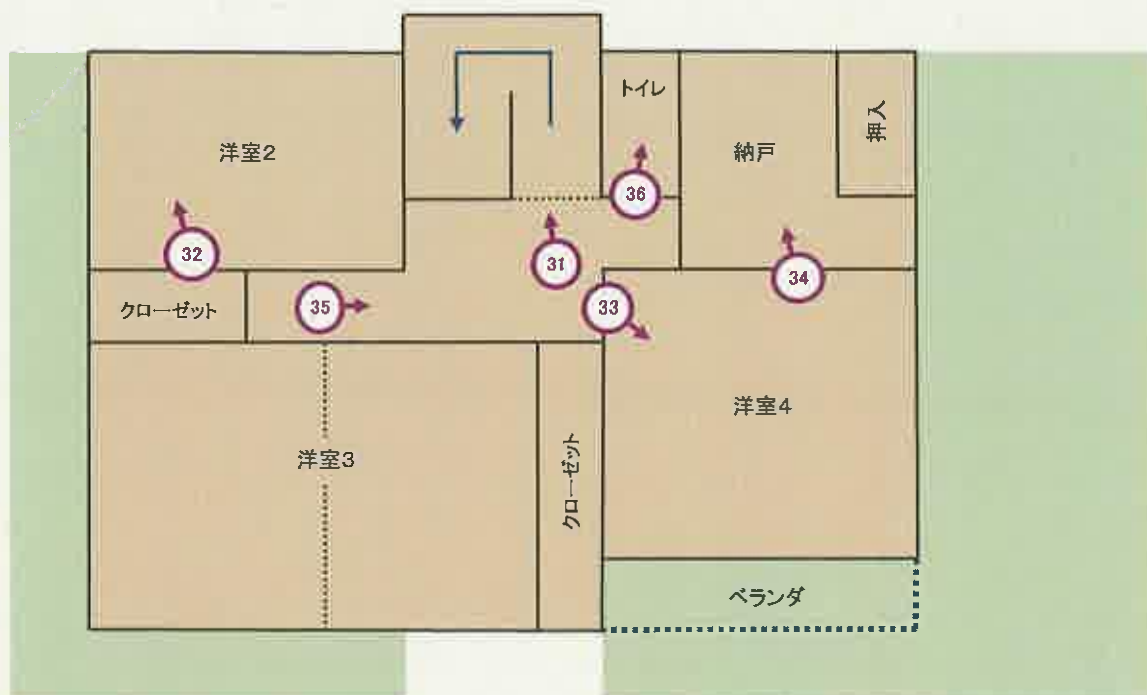
【1階】



間取図（物件2）



写真撮影
位置・方向



【2階】



1

物件2(居宅)



2

物件2(居宅)



3

物件2(居宅)



4

物件2(居宅)



5

物件2(住宅)



6

物件2(住宅)



7



ヒートポンプ給湯設備及びその周辺を撮影したもの

8



物置(北側)及びその周辺を撮影したもの

9



物置(南側)及びその周辺を撮影したもの

10



本物件敷地内の駐車スペースを撮影したもの

11

物件2(居宅)

東側隣地
(1054-1)



接道関係

12

東側隣地
(1054-1)

物件2(居宅)



接道関係

13

物件1(宅地)



東側隣地
(1054-1)

北側隣地
(1054-8)

14

北側隣地
(1054-8)

物件1(宅地)



西側隣地
(1046-2)

15

物件1(宅地)

西側隣地
(1046-2)



北側隣地
(1054-8)

16

西側隣地
(1046-2)

物件1(宅地)



南側隣地
(1054-11)

17

物件1(宅地)

南側隣地
(1054-11)



西側隣地
(1046-2)

18

南側隣地
(1054-11)

物件1(宅地)



東側隣地
(1054-1)

境界標

19



玄関付近を撮影したもの

20



洋室1

21



和室

22

板敷き部分

畳敷き部分



リビング

畳敷き部分

23



リビング

24



キッチンからダイニング方向を撮影したもの

25



キッチン

26



洗面室

27



浴室

28



トイレ(1階)

29



1階廊下

30



玄関ホールから階段方向を撮影したもの

31



2階廊下から階段方向を撮影したもの

32



洋室2

33



洋室4

34



納戸

35



2階廊下

36



トイレ(2階)

令和 6年（ケ）第 119号
令和 7年 1月22日 現地調査
令和 7年 2月18日 評 価
(甲(競)第24224号)

甲府地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
窪 田 修

第1 評価額

一括価格	
金 7, 250, 000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2, 320, 000円
物件2 (建物)	金 4, 930, 000円

- ① 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- ④ 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- ⑤ 価格決定の基準とすべき日（価格時点）は、現地調査の日とする。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 積	物件目録記載のとおり	左記のとおり
2	所 家屋番 種号 構類 床面積	物件目録記載のとおり	左記のとおり
特記事項			
○ 物件1及び物件2の占有関係等については「現況調査報告書」記載のとおり。			

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原 |
| | 地 番 | 1054番12 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 364.06平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南巨摩郡富士川町最勝寺字北原 1054番地12 |
| | 家屋 番号 | 1054番12 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 107.03平方メートル
2階 67.28平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 身延線「市川大門」駅の西方経路約3.8kmに所在する。	
付 近 の 状 況	農地等も残る中に画地規模の大きな旧来からの住宅のほか、中規模の一般住宅が見られる住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 そ の 他	都市計画区域(非線引き) 第1種中高層住居専用地域 指定 60% 指定 150% 特別なものはない。
画 地 条 件 (規模, 形状等)	規模: 364.06㎡ 間口: 約22.5m 奥行: 約15m～約17m 形状: 略台形 地勢: 平坦 接面道路との関係: 中間画地	
接 面 道 路	物件1は東側が幅員約6mの舗装道路(建築基準法第42条第1項第5号に該当する。)に略等高に接面する。	
土 地 の 利 用 状 況 及び隣地の状況等	物件1上には物件2の建物が存する。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: ある。 ガ ス 配 管: ない。 下 水 道: ある。	
特 記 事 項	物件1の北東隅に電柱があるほか、物件2の建物の北側と南側に物置が2基ある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成12年3月18日新築 経過年数 約25年 経済的残存耐用年数 ほぼ満了している。
仕様	構造 木造瓦葺2階建 屋根 瓦 外壁 リシン吹付け 内壁 クロス貼り外 天井 クロス貼り・板張り外 床 フローリング・畳 設備 浴室・トイレ その他 ヒートポンプ給湯設備がある。
床面積（現況）	「第3 目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 「現況調査報告書」の「間取図」参照
品等	普通
保守管理の状態	築後年数を経過しており、物理的減価があるが、特別な傷みはない。保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特記事項	・特記すべきものはない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

公示価格を規準とした価格等を基に標準画地価格を求め、個別的要因を考慮した個別格差を乗じ、地積、建付減価及び市場性修正を乗じて、物件1の建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修正 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	23,100	1.02	364.06	1.00	1.00	8,580,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 富士川(県)-1

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $26,700\text{円/㎡} \times 99.8/100 \times 100/102 \times 100/113 \div 23,100\text{円/㎡}$

◇時点修正 : 月率-0.03%を補正

◇標準化補正 : 方位+2

◇地域格差 : 街路条件(道路の系統連続性+5% 道路の幅員▼2%)

環境条件(居住環境+10%)

(条件内は総和、各条件間は相乗積)

イ 個別格差 : 画地条件(方位+2%)

ウ 地積 : 登記記載の地積。

エ 建付減価 : 必要ない。

オ 市場性修正 : 必要ない。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮し、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価を併用して求めた現価率を乗じて、物件2の建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	市場性 修正 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	200,000	174.31	0.10	1.00	3,490,000

ア 再調達原価 : 200,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 174.31㎡

ウ 現価率 : 築後年数を経過していることから、建物の現在価値として10%と査定した。

エ 市場性修正 : 必要ない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1については土地利用権等価格を控除し、物件2については土地利用権等価格を加算し、さらに各物件について競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、対象建物は戸建住宅で、賃貸市場における市場性はないと思料し、収益還元法は適用しなかった。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,580,000	0.55	法定地上権	4,720,000

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	市場 性修 正 ウ	競売 市場 修正 エ	占有 減価 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,580,000	-4,720,000	1.00	0.60	1.00	2,320,000
2	3,490,000	+4,720,000	1.00	0.60	1.00	4,930,000
一括価格(合計)						7,250,000

ウ 市場性修正 : 必要ない。
 エ 競売市場修正 : ▼40%
 オ 占有減価修正 : 必要ない。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 富士川(県)-1

所 在：南巨摩郡富士川町青柳町字古宿425番1

地 目：宅地

価 格：26,700円/m²

位 置：J R身延線「市川大門」駅の西方経路約3.5km

価 格 時 点：令和 6年 7月 1日

地 積：419m²

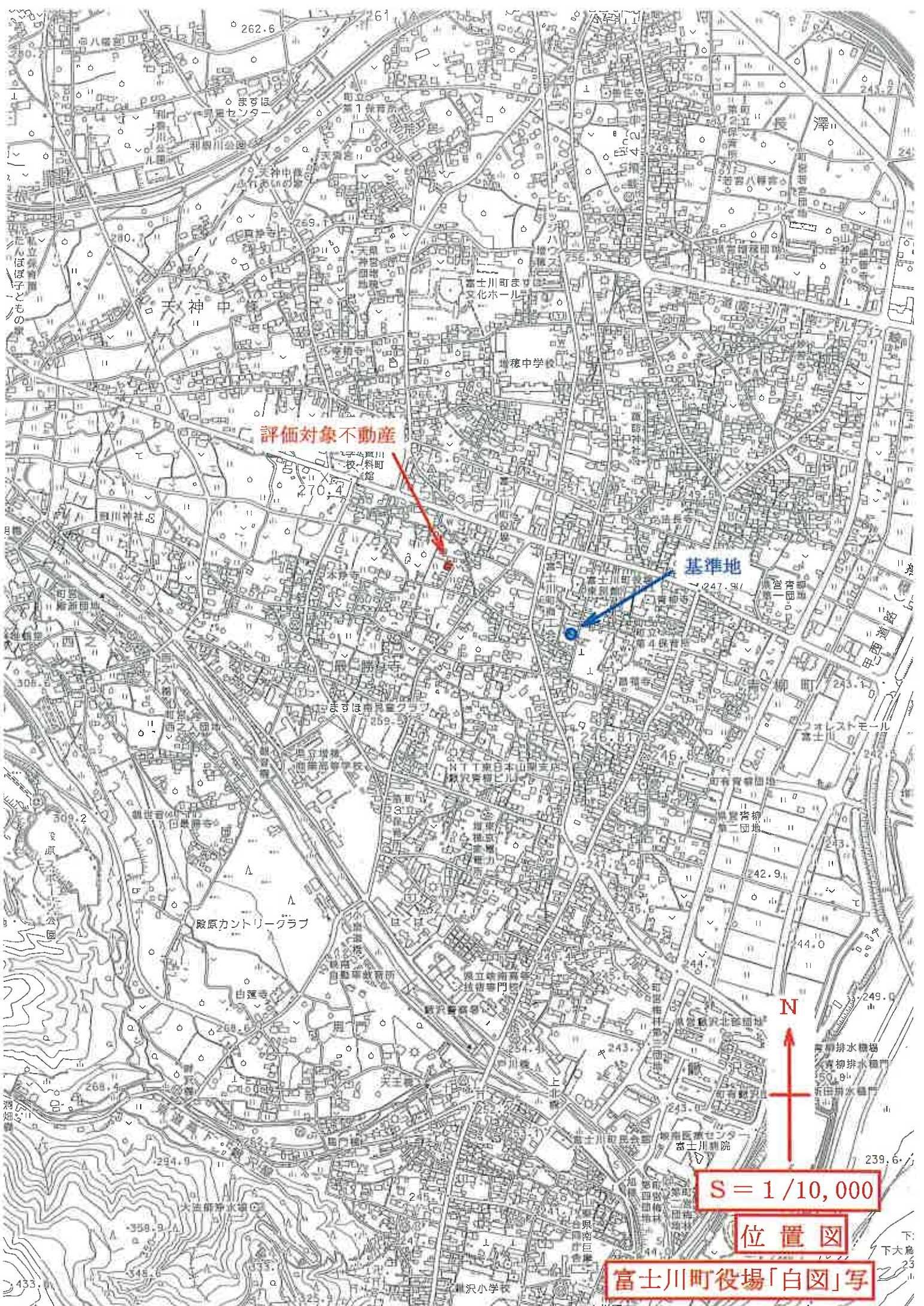
供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：東側が幅員約4mの舗装町道に接面

用途指定等：都市計画区域(非線引き)、第1種住居地域、指定建蔽率60%、指定容積率200%

地域の概要：中規模一般住宅が多い既存の住宅地域

以 上



評価対象不動産

基準地

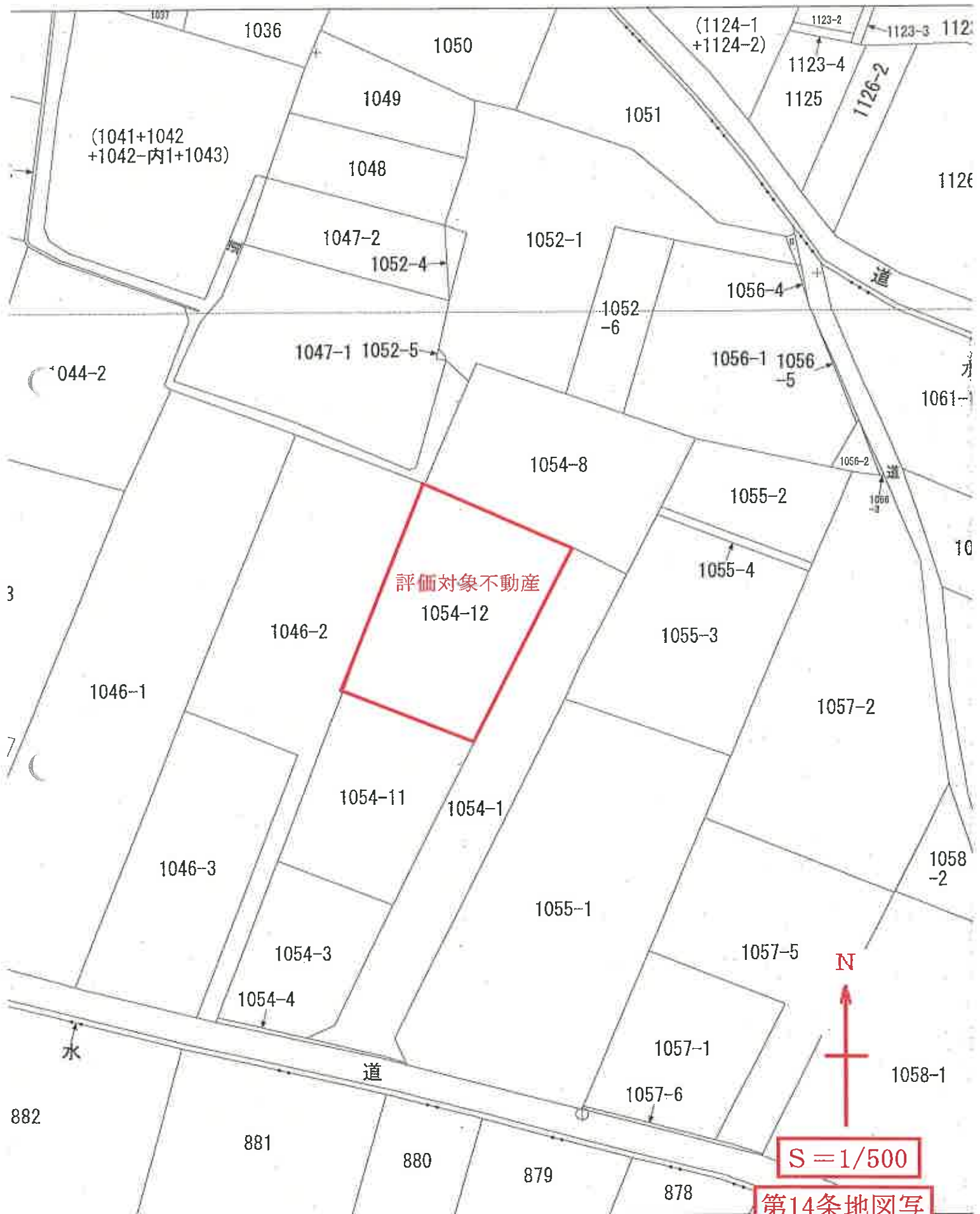
N

S = 1/10,000

位置図

富士川町役場「白図」写

(座標値種別：図上測定)



評価対象不動産
1054-12

N

S = 1/500

第14条地図写

地 天神中条

(座標値種別：図上測定)

※が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheivouki2011.par)による修正がされています。

（甲府地方方法務局 横浜支局 筆跡）
令和6年12月3日 甲府地方方法務局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

請求番号：2-2

(1/2)

各階平面図 092342

家屋番号 1054番12

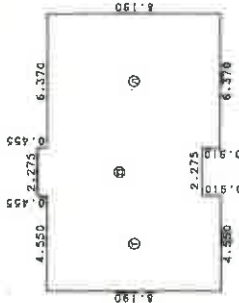
建物図面

建物の所在 南巨摩郡増穂町最勝寺北原1054番地12

富士川町

平成12年3月27日登記

1 階



(1) 平成22年6月2日
家屋番号1054-12については南巨摩郡増穂
町が南巨摩郡富士川町に変更となった。

A4判に71%縮小

建物図面写